

参照条文

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- 三 （略）

2 ～ 3 （略）

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 ～ 六 （略）
- 七 介護補償給付

2 ～ 3 （略）

4 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受けた権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

1 ～ 3 （略）

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

第二十一条 第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 ～ 六 （略）
- 七 介護給付

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受けた権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一（三）（略）

2 第十九条の二の規定は、介護給付について準用する。

第四十九条の四 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所定の経過措置を定めることができる。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（介護補償給付の額）

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出しに従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万四千二百九十四円を超えるときは、十万四千二百九十四円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万六千六百円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。 五万六千六百円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五万六千六百円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三隨時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十万四千二百九十四円」とあるのは「五万二千五百五十円」と、「五万六千六百円」とあるのは「二万八千三百円」と読み替えるものとする。

（介護給付の額）

第十八条の十四 第十八条の三の四の規定は、介護給付の額について準用する。この場合において、同条第一項中「障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金又は傷病年金」と読み替えるものとする。

別表第三 要介護障害程度区分表（第十八条の三の二関係）

当該程度の障害により労働者がある介護を要する状態	障害の程度
常時介護を要する状態	一 神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの（別表第一第一級の項身体障害の欄第三号に規定する身体障害をいう。）又は神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの（別表第二第一級の項障害の状態の欄第一号に規定する障害の状態をいう。）
二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの（別表第一第一級の項身	

体障害の欄第四号に規定する身体障害をいう。）又は胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの（別表第二第一級の項障害の状態の欄第二号に規定する障害の状態をいう。）

随時介護を要する状態

- 三 別表第一に掲げる身体障害が二以上ある場合その他の場合であつて障害等級が第一級であるときにおける当該身体障害又は別表第一第一級の項障害の状態の欄第三号から第九号までのいずれかに該当する障害の状態（前二号に定めるものと同程度の介護を要する状態にあるものに限る。）
- 一 神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの（別表第一第一級の項身体障害の欄第二号の二に規定する身体障害をいう。）又は神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの（別表第二第二級の項障害の状態の欄第一号に規定する障害の状態をいう。）
- 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの（別表第一第二級の項身体障害の欄第二号の三に規定する身体障害をいう。）又は胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの（別表第二第二級の項障害の状態の欄第二号に規定する障害の状態をいう。）
- 三 障害等級が第一級である場合における身体障害又は別表第一第一級の項障害の状態の欄第三号から第九号までのいずれかに該当する障害の状態（前二号に定めるものと同程度の介護を要する状態にあるものに限る。）

○ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十一年法律第九十二号）（抄）

第八条 削除

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）（抄）

附 則

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正）

第七条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条中「第八条第一項の規定による介護料の支給及び」を削る。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律の施行の日の前日において前条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料（以下「介護料」という。）を受ける権利を有していた被災労働者については、同法第八条及び第十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該被災労働者が第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の八第四項の介護補償給付の支給を受けたときは、その後、当該被災労働者には、介護料を支給しない。

○ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条

（介護料の支給）

第八条 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であつて、常時介護を必要とするものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、介護料を支給する。

2 介護料は、介護に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額とする。

○ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）（抄）

第七条 削除

○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）（抄）

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

附 則

（第三条の規定の施行に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）の施行の日の前日において同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料を受ける権利を有していた被災労働者に支給する同条の介護料については、なおその効力を有する。

○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）第七条（抄）

（介護料）

第七条 法第八条の介護料は、毎月一回支給するものとする。

（略）

3 第一項の介護料の金額は、介護の程度に応じ、一月につき五万六千六百円、四万二千四百五十円又は二万八千三百円とする。

4 その月において介護に要する費用として支出された費用の額が、前項の介護の程度に応じ同項に規定する額を超える場合には、第一項の介護料の金額は、前項の規定にかかわらず、当該支出された費用の額（その額が、同項の介護の程度に応じ、十万四千二百九十九円、七万八千二百二十円又は五万二千五百五十円を超えるときは、それぞれの場合に応じ、十万四千二百九十九円、七万八千二百二十円又は五万二千五百五十円）とする。